

ニュース・レター

NEWS LETTER
Dec. 2012

vol.
78



特集■環境保全型農業推進のための国際市民セミナー

「生態系と子どもを農薬から守るために～EUの農薬規制から学ぶ～」

国民会議は12月9日、ネオニコネットとの共催で、地球環境基金と一般社団法人アクト・ビヨンド・トラストの助成を受けて国際市民セミナーを開催し、農薬規制先進地域のEUから、スーザン・ハフマンズ氏（農薬アクションネットワーク）、ノア・サイモン氏（ベルギーの養蜂研究情報センター）、クリスチャン・シェブル氏（フランス環境NGO連合、元欧州環境局）を招いて、EUの農薬規制についてご講演いただきました。また、辻万千子氏（反農薬東京グループ）による日本の農薬規制の問題点の講演、パネルディスカッション、NGO戦略会議も行い、日本の農薬規制のあるべき方向性について議論を交わしました。2～8頁まで国際セミナーの講演等について特集します。

CONTENTS

- ② スーザン・ハフマンズ／新しいEUの農薬規制について
- ③ ノア・サイモン／EU農薬規制枠組みの進化——有機リン系農薬・ネオニコチノイド系農薬の例
- ④ クリスチャン・シェブル／REACHと農薬
- ⑤ 辻 万千子／日本の農薬規制とその問題点
- ⑦ パネルディスカッション報告
- ⑧ NGO戦略会議の報告
- ⑨ 院内集会「無人ヘリによる農薬空中散布を考える」の報告
- ⑩ 崎山比早子／講演会「低線量放射線の健康影響」
- ⑫ 高安さやか／アウトドア派、ネオニコ問題に一票
- ⑬ 渡邊 功／残されたダイオキシン問題—沖縄のエージェント・オレンジ疑惑の早急な真相解明を—
- ⑮ 水野 玲子／日本の専門家は何をしている？——米国小児科学会は、子どもの農薬曝露を減らすよう勧告

新しいEUの農薬規制について



国際農薬行動
ネットワークドイツ スーザン・ハフマンズ

PANについて

国際農薬行動ネットワーク（PAN）ドイツは1984年に設立された非営利組織であり、世界90カ国で600機関が活動している国際農薬行動ネットワーク（PAN）の一部である。

主に、農薬（薬業用途・農業外用途）に関する情報の提供、化学物質による植物保護や害虫管理に対する代替案の支援、政策提言等を行っている。

以前の農薬規制の問題点

農業で農薬を使用することで、職業的使用者（農家・害虫処理業者）およびその家族、たまたま近くにいたために農薬散布のドリフトによるばく露や定期的散布地域に住居する人に対するばく露量が高くなることもあり、ドイツでは、パーキンソン病が職業病として認定されている。農薬は環境全体に広がり、食品中にも残留し、低用量であっても慢性的影響のリスクがある。拡散した農薬は水質を汚染し、水生生態系に悪影響を及ぼしている。以前のEUの農薬規制は、約40年前から、農薬の販売前の試験・承認・許可、職業的使用者に資格検査等の義務付けを行ってきたが、ヨーロッパの農業地域の95%以上で農薬が使用されており、農薬への依存は高い。

EUの新たな農薬規制

以上のような状況を変えるため、農薬使用の低減化を目指して、EUでは2009年に、農薬の^{じょうし}上市（注）に関する規制（1107/2009/EC、以下「上市規制」）と、農薬の持続可能な使用（SUD）に関する指令（2009/128/EC、以下「SUD」）が導入された。

上市規則では、制限（カットオフ）基準をリスクベースからハザードベースに移行させ、制限（カットオフ）基準にかかったものは上市できなくなった。上市の承認期間は、これまでの10年から7年に短縮された。また、ミツバチについては、慢性的な影響

も考慮されるようになった。

次に、SUDは農薬使用について、空中散布禁止、訓練基準、化学物質に頼らない病虫害の総合的管理技術（IPM）案において、これまでは各国ごとに異なっていたものをEU域内での統一化をはかり、農薬のより持続可能な使用の実現を目指した。

新しい農薬規制に基づき、本当に農薬への依存度が下がるかどうかは、IPMを厳格に規定し、代替品の調査や有機農業をどれぐらい本気で支援するかということによって大きく左右される。

ネオニコチノイドの規制

ミツバチは、世界の16%以上の植物の受粉に関与しており、食糧生産に貢献している大変重要な昆虫である。ところが近年、ヨーロッパではミツバチが減少している。ミツバチに悪影響を与える要因はいろいろあるが、農薬の影響が考えられる。ネオニコチノイド系農薬には、ミツバチに対して高い急性毒性を持つことが明らかになっているものがある。EU加盟国のうち、スロベニア、フランス、ドイツ、およびイタリアの4つの加盟国が蜂に有害な数種類の農薬を一時「禁止」とするという法的措置をとった。イタリアでは禁止に伴い、モニタリングを実施したところ、農薬処理された種子を使用しなくても害虫による大きな被害がなく、ミツバチの損失は37.5%からおおよそ15%に減少するという結果となった。このように各加盟国の法的措置の甲斐があつて前向きな結果も出ているが、まだなすべきことは多く残っており、リスク管理の改善や被害予防の強化などが課題である。（報告：成嶋 里香）

（注）上市とは、ある商品を市場に出すということ。

EU農薬規制枠組みの進化

——有機リン系農薬・ネオニコチノイド系農薬の例



ベルギー養蜂研究情報センター ノア・サイモン

欧州における農薬規制に関する原則

欧州における農薬規制の基礎となる考えとして予防原則がある。予防原則とは、環境に重大あるいは回復不能な影響を及ぼす脅威が考えられる場合、科学的に因果関係が十分証明されない状況でも規制措置を可能にする考え方のことである。

指令91/414/ECによれば、欧州において存在する農薬は、その有効成分についてリスク評価を経た上で承認を得、ポジティブリストに登録されなければならない。これは、指令制定時に既に使用されていた有効成分についても同様である。リスク評価の前提として、メーカーは有効成分の有する毒性、残留性、水溶性などについての試験結果を欧州当局に提出し、当局の確認を経た上で、欧州委員会の承認を得る必要がある。

有機リン系農薬使用の原状

現在、欧州では有機リン系農薬はほとんど使用されていない。これは、指令制定時に既に使用されていた有機リン系農薬につき、メーカーがポジティブリスト登録につき必要なデータを提出しなかったためである。

その理由としては、①当時、有機リン系農薬には既に使用されていないものも多かったこと、②他により有効かつ有益な製品であるとされていたネオニコチノイド系農薬が開発中であったこと、③有機リン系農薬の一部は人に対してあまりに有毒であったこと、④既に特許切れになっている有効成分が多かったこと、⑤新製品の研究費の回収のために新製品の販売に力を入れる必要があったこと、などが挙げられる。

ただし、有機リン系農薬が全くヨーロッパで使われなくなったかという点、そうではなく、スペインではオレンジ果樹の処理に有機リン系農薬が使われ、付近ではミツバチの大量死が発生するなどの問題が生じている。これらの有機リン系農薬は2016年から2020年に許可期限が訪れる有効成分が大半であるため、有効期

間延長のための承認が得られるかどうか注目される。

ネオニコチノイド系農薬に対する対策

ネオニコチノイド系農薬は有機リン系農薬に代わる農薬として近年、そのシェアを拡大しているが、1990年代からミツバチの減少が野外で観測されるようになり、ネオニコチノイド系農薬がその原因であると疑われている。その根拠として、ネオニコチノイド系農薬の使用とミツバチの減少に相関があること、ミツバチの残留農薬分析の結果、ネオニコチノイド系農薬へのばく露が判明したこと、環境中に存在しうるネオニコチノイド系農薬濃度によってもミツバチに対する毒性が観測されたこと、などが挙げられる。

これらの問題に対して、養蜂家がデモを組織し、「ミツバチは社会の監視役」であって、ミツバチに問題があれば、その環境すなわち我々の環境に問題がある、という主張を広めた結果、市民社会では「環境の指標」としてのミツバチの役割に関心が高まることとなった。

これらの動きを受けて、EU各国は個別のネオニコチノイド系農薬製品の使用を停止するとともに、欧州委員会はネオニコチノイド系農薬について再度の評価を行っている。最終的に承認取消がなされるか否かの決定はまだなされていない。

まとめ

2009年には農薬の上市に関する規則が制定され、それまでより厳しい規制がなされるようになった。ヒトや動物に対して、急性・晩発的な有害性がないことが求められ、これには直接・間接を問わず、累積的影響や相乗効果がないことも含まれる。

(報告：馬場 篤子)

REACHと農薬



フランス環境NGO連合
元欧州環境局

クリスチャン・シェブル

国際シンポジウムの最後のEUからの講演者は、フランスのクリスチャン・シェブル氏だった。氏はフランス環境NGO連合に所属しているが、以前は元欧州環境局（EEB）に所属しており、新しい化学物質規制の法律であるREACHについて、その執行上の問題点を指摘した人物でもある。

REACH規制とは

EEBは1974年以降、ブルッセル（ベルギー）に本拠地を置き、31か国が参加するEU最大の環境NGOである。この団体は、ヨーロッパ市民の環境に対する意見を代表し、環境正義、持続可能な発展、および参加民主主義を支持している。

そして、REACHとは化学物質の安全な使用、取り扱い、用途に関する新しい欧州連合の法律で、厳しい登録（Registration）、評価（Evaluation）、認可（Authorization）および、制限（Restriction）などの制度を化学物質（Chemicals）に新たに適用するものである。この法律は従来の化学物質に関する膨大なEU法を置きかえ、他の環境と安全に関する法制度を補完するもので、2007年6月より実施されている。この法律制定の背景には、化学物質の使用によるヒトの健康や環境への影響に関する情報が不足していること、有害化学物質の代替に関する情報が不十分であることなどいくつかの要因があった。

REACH規制への批判

しかし、REACH採択から5年が経過し、EEBとクライアント・アースは、欧州化学物質庁（ECHA）がREACHの執行を怠ったために、化学物質の安全性が損なわれたと厳しく批判する報告書を発表した。この報告書作成で活躍したのがシェブル氏でもある。

報告書によれば、化学産業がREACHを機能さ

せるために必要なデータの供給を甚だしく怠った。また、欧州化学物質庁は、産業界のそのような状況を放置しているだけでなく、一般大衆にそのことを隠してきた。すなわち、2011年末から2012年3月までのあいだにNGOによって実施されたREACHの監査は、登録された物質の大部分に基本的な欠陥があることを見つけたというもので、REACHのふたつの大原則、ノーデータ・ノーマーケット原則と、物質ごとの登録を義務づけるという原則が、日常的に無視されていることがわかった。

REACH規制と農薬規制

REACH規制では、農薬規制で承認されている有効成分は「登録された物質」とみなされる。しかし、農薬として登録されている有効成分であっても、たとえば殺虫剤など農業用以外の用途で使用される場合には、登録のために必要な書類と同等の情報を欧州化学物質庁に提出しなければならないとされている。

EUの2009年の農薬規制法とREACHに基づく物質評価の一番大きな違いは、農薬規制では使用量の多さに関わりなく、使用前に承認を得ることが求められるが、REACHでは一定程度の使用量があるものにしか登録する必要がない、ということである。

内分泌かく乱物質の基準を開発することや、有害な化学物質が害を及ぼす前に代替できる仕組みをいかに作っていくかということは、農薬規制法とREACHに共通する課題である。

（報告：水野 玲子）

日本の農薬規制とその問題点



反農薬東京グループ 辻 万千子

日本の農薬規制はEUに比べて遅れている。根本的な原因は、日本では予防原則が無視されていることにあると思う。農薬推進派は、農薬は毒であることを何とか隠そうとし、「適正に使用すれば安全」と言っている。たとえば、「普通物」という言い方がある。農薬業界や行政は「毒物劇物取締法」で、毒物、劇物に指定されていない農薬を「普通物」と呼ぶ。反農薬東京グループが昨年、「普通物」という呼称はやめるべきと要望したところ、厚労省、農水省ともに「普通物という呼称は安全だという誤解を与える」から、以後、気をつけると言いながら、未だに平気で使用している。「普通物」と言われる農薬で、毎年数百人が死亡しているにもかかわらずである。

★農薬使用の現状

農薬取締法上、農薬は登録されたものしか使用できないことになっている。現在、日本の登録農薬は有効成分が約500種、製剤で約4500種もある。出荷量は約23万トン、有効成分は約6万トン（推定）で、単一作物で最大使用場所は水田である。

2008年のOECDのデータによると、耕地面積当

たりの農薬使用量は、日本は世界第二位だ。第一位は韓国となっている。ちなみに、2010年の日本の耕地面積は、約460万ヘクタール、そのうち水田が約250万ヘクタールである。

図1は、1958年からの農薬生産量の推移である。70年代が量としては最大で、少しずつ減少してきている。水田面積が減少したのも理由の一つだ。

農薬の種類別の出荷数量を見ると、減ってきたとはいえ、未だに有機リン系がトップだ。次がカーバメート系だが、近年になるとネオニコチノイド系が急増している。

図2で、有機リン、カーバメート、ネオニコチノイド系農薬の3種の出荷量の推移を示す。

図1 農薬生産量の推移

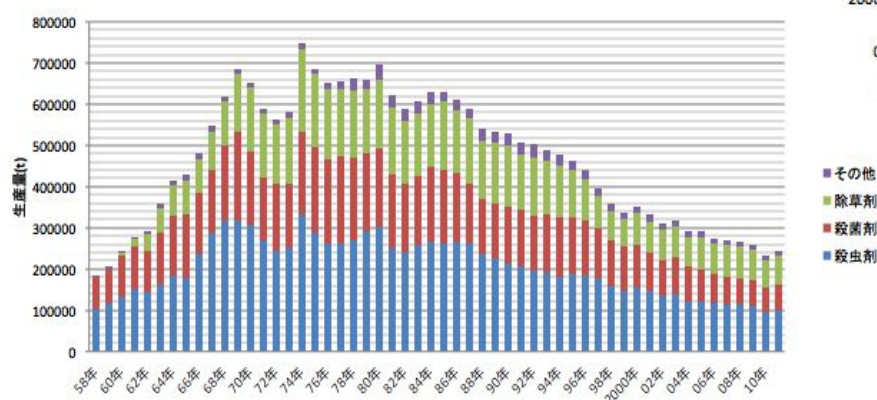
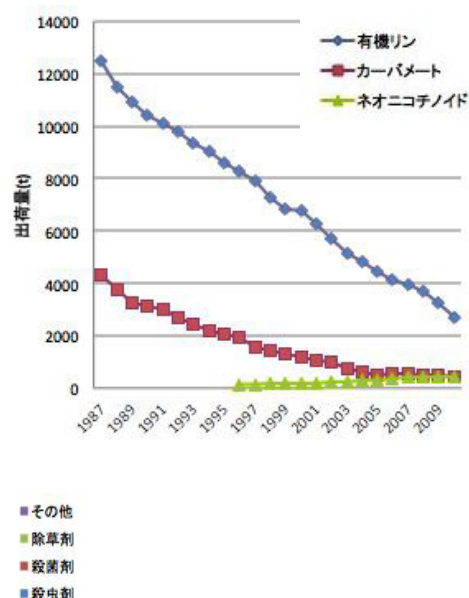


図2 有機リン、カーバメート、ネオニコチノイドの出荷量推移



★農薬規制の仕組み

農薬と全く同じ成分が家庭用殺虫剤、防疫用殺虫剤、シロアリ防除剤、動物用医薬品などさまざまな用途で使用されている。しかし、これらは別々の法律で規制され、中には全く規制がないものもある。この用途別規制が一番大きな問題だ。

現在の農薬と、その類似物質の主な法規制をあげる。

農薬取締法、薬事法、食品衛生法、水道法、毒物及び劇物取締法、P R T R法（化学物質排出把握管理促進法）、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

これだけの法律がありながら、健康被害、環境汚染を防ぐことができていない。

無規制の農薬類似品は以下の物がある。

シロアリ防除剤／衣料用防虫剤／不快害虫用殺虫剤／非植栽用除草剤／製品に添加されているもの（防虫畳、接着剤、抗菌加工製品、殺虫剤入り衣服・ネット、忌避剤など）

★農薬取締法の問題点

農薬取締法には、以下のような問題点がある。

- ・農耕地、森林、芝地、その他植物栽培場所以外での使用は農薬取締法の対象外であること。
- ・人の健康影響評価は作物への残留による影響が主で、大気、水、土壌経路による人体の影響は配慮されていないこと。
- ・自然環境への影響は魚介類、蚕、ミツバチなど一部の急性毒性評価しか行われていないこと。生態系への影響評価が行われておらず、野生生物への影響はほとんど考慮されていないこと。
- ・農薬の登録失効の原因が公表されず、毒性が明らかにならないこと。
- ・輸出用農薬は農薬取締法の適用外であること。
- ・化学物質過敏症患者が増えているにもかかわらず、それに対する対策がないこと。

★農薬による健康被害

いくつかの統計はあるが、すべて重度の急性中毒のみであり、それも全体を統一的に示したものはない。科学警察研究所は薬物中毒の統計を毎年発表し

ている。農薬によって死亡した人は2000年が709人、2008年が450人である。自殺がほとんどだが、この統計には東京都は入っていない。厚労省の人口動態統計では2010年の死亡者は495人になっている。死に至る前の中毒や化学物質過敏症に関しての統計はない。

★農薬の空中散布

有人・無人ヘリコプターによる農薬の空中散布が未だに実施されている。有人・無人ヘリ共に農薬の濃度は地上散布の100倍程度濃くなっている。大量に積み込めないため、濃度を濃くせざるを得ないわけだ。有人ヘリコプターによる空中散布は1960年代から水田を中心に始められ、80年代に最高174万ヘクタールを記録した後、反対運動の高まりなどで減少に転じ、2010年には7万ヘクタールになっている。

その代わりとして登場したのが産業用無人ヘリコプターによる空中散布だ。小回りがきくため、ふいに庭先まできて散布するという事例もあった。事故も多く、11年には物損事故だけで43件あった。

無人ヘリ散布に関する法的規制はない。

★住宅地周辺での農薬散布の規制

無人ヘリ散布はもちろんのこと、学校、病院、公園、公共施設、街路樹、個人の庭などに農薬散布され、苦しんでいる人が大勢いる。私たちは2003年の農薬取締法改定時に、生活環境での農薬規制を申し入れ、ようやく「住宅地等における農薬使用について」という通知が農林水産省から出された（その後、2007年に通知は改定され、農水省と環境省の2局長の発出となった）。しかし、この通知には罰則がない。現在、この通知の強化に取り組んでいる。

＜反農薬東京グループからのお願い＞

反農薬東京グループは2012年4月から、住宅地周辺での農薬使用を減らすために、通知「住宅地等における農薬使用について」の改定を求めて農水省・環境省と交渉を3回行いました。両省は、改定案のパブリックコメントを12月中に出すとしています（12月18日時点で未掲載）。

農水省のホームページをチェックして、改定案に対する意見を述べていただければ幸いです。

パネルディスカッション報告



国際セミナーの最後は、講演者4人に、日本在来種みつばちの会の藤原誠太氏、国民会議理事の水野玲子氏が加わり、国民会議事務局の中下裕子氏の司会でのパネルディスカッションが行われた。

藤原氏は、ミツバチは自然環境の門番であり、それを飼っている養蜂家はメッセンジャーであるという自負を持っていること、来年1月に養蜂振興法が改正されるが、そもそも養蜂振興法は農業によってみつばちが大量死したことがきっかけでできたものであり、制定当時も農業規制を盛り込めることができず、残念ながら今回の改正でもダメであった、非常に残念であると報告した。また、EUからの講演者らの話を聞いて予防原則の必要性を痛感したと講演の感想を述べた。

水野氏は、EUと日本を比較して、日本では「農業は毒なのだ」という意識が欠如していることに気付いたという。農水省は、日本の食糧安全保障のために農業は不可欠だが、フランスでは食糧安全保障にはポリネーターが不可欠だという。その違いを埋めていく必要があると感想を述べた。

司会の中下氏は、EUで2009年に制定された新しい農業規制では、空中散布の原則禁止やヒトへの影響だけでなく、標的外生物など生態系への影響も明記されており、これは日本の農業取締法にはないことだと述べた。

そして、中下氏は、なぜEUではこのような法規制が可能だったのかとEUのパネリストらに対して質問した。

この質問に対し、ノア・サイモン氏は、EUでの市民の安全意識の高まりが主な理由だろうと答えた。予防原則の法規制への適用はその延長線上にあるのだという。ある日突然規制ができたというものではなく、1991年の農業指令ではEU域内の農業管

理について最低限のスタンダードを決めただけだった、その後徐々に厳しくしていき、2009年の農業規制はより拘束力の強い「規則」となったのだという。

スーザン・ハフマンズ氏は、80年代から始まった様々な分野でのNGOの取り組み、それに伴ってのEUの市民の環境意識が明らかに高まってきたことが大きいという。環境を考えて再生紙の普及が進んだように、農業の分野でもイギリスではスーパーが残留農薬値を公表したりするケースも出てきた。また有機農業も拡大してきている。新しい持続可能な農業指令では、IPMという農業に頼らない害虫防除管理の積極的な採用も含まれている。人々の意識が高まり、選択肢が広がっていけば確実に変えることが可能になると言う。

クリスチャン・シェブル氏は、農業問題を自分たちに身近なものだとアピールすることが必要だと指摘した。例えば、EUでは、化学物質規制のキャンペーンの中で政治家の血液検査の結果を公表するなど、自分たちが化学物質汚染にさらされていることを市民に認識させた活動などを紹介した。

講演会場からは、農業以外の集合住宅の植木や家庭菜園に使用する農薬の規制について質問が出た。スーザン氏によれば、ドイツでは農薬を歩道にまくことが禁止されており、それはヒトへの影響というよりも水質汚染防護の観点からということだった。

最後に、司会の中下氏は、日本でもEUの例に学び、「農薬の使用をできるだけ削減すること为目标に、より安全なものや方法への代替化を促進し、より安全に農薬を使用するための教育を行うことが必要だ。国民会議として、持続可能な農業管理のための法律を提言していきたい」という言葉で締めくくった。
(報告：事務局 植田 武智)

NGO 戦略会議の報告

国際市民セミナーの前日、EUの講演者らと、日本でネオニコチノイド系農薬問題に取り組んできた市民団体とのNGO戦略会議が持たれ、EUと日本での農薬規制の違いについての意見交換を行った。

冒頭、国民会議理事の水野玲子氏が、日本でのネオニコチノイド系農薬の問題について海外講演者らに報告した。クリスチャン・シェブル氏は、EUでの河川など地表水の規制について、EUでは生態系への影響も考慮した水質管理指令が施行されており、排出量削減の対象となる優先物質に農薬も含まれてきていると報告した。スーザン・ハフマンズ氏は、EUの中でも農薬使用量が多いオランダでは農薬の水汚染が深刻な問題になっており、ネオニコチノイド系農薬の増加や河川中の濃度の上昇に比例して魚の個体数が減っているとの指摘があり、因果関係が議論されていることなどを指摘した。

ノア・サイモン氏は、EUにおいて、有機リン農薬がポジティブリストから多数除外された理由について報告した。91年に実施された農薬の上市に関する旧指令では各国がばらばらに承認していたものが、EUで一括して有効成分を承認することになった。それによりEU域内で販売したければ、申請データをEUへ提出し承認を受けることが必要になった。また、EUで農薬のポジティブリストができ、ノーデータ・ノーマーケットの原則が徹底された。90年代にネオニコチノイド系農薬が増えてきたため、農薬メーカーは、EUへの新たな申請をする際にネオニコチノイド系農薬を優先させ、従来の有機リン系農薬の申請にかかる費用を新しい農薬の開発の方に向けた。その結果、メーカーが多く有機リン系農薬について申請をせず、ポジティブリストから除外されることになった。

また、農薬上市の旧指令と2009年の新しい規則の基準の違いについて、スーザン・ハフマンズ氏が説明し

た。農薬が必要悪で、できるだけ減らすという考え方が浸透した結果、農薬の承認の基準は確実に厳しくなってきた。ヒトへの急性毒性から慢性毒性、さら生態系への慢性影響と求められる安全性の範囲は拡大している。新たな規則は、REACHの化学物質規制にある“カットオフ基準”という考えを採用し、CMR（発がん・変異原性・生殖毒性）、PBTやPOP、vPvB（難分解性や生物濃縮性の強い物質）、内分泌かく乱物質などについては特別に承認期間を短縮し、より安全な代替品への移行を促進するというアプローチをとっている。

ノア氏はハチへの毒性の評価について報告した。ハチ毒性については旧指令にもあったが、ネオニコチノイド系農薬のような浸透性農薬を前提にしていなかった。ハチが農薬にさらされるのは農薬散布時だけという想定だったため、ハチの毒性試験も急性毒性の試験しか求められなかった。しかし、新規規則ではより多様な毒性が評価されることになるだろう。実際のハチ毒性のガイドラインは現在検討中だが、農薬散布だけでなく、それ以外の植物からでてくる蜜や花粉、水滴などを通じたばく露の可能性も考慮されるようになり、慢性影響や幼虫や蜂群への影響、複数の農薬の複合影響のシナリオも含まれるようになるのだという。ハチ毒性評価の新基準ができ次第、特にネオニコチノイド系農薬でミツバチ被害が指摘されているチアメトキサム・イミダクロプリド・クロチアニジンの3農薬とフィプロロニルについては、承認期間切れを待たずに早急に再評価を行うよう圧力をかけているのだという。

以上、EUの新農薬規制の画期的な側面について緊密な情報交換が行われた。今後、国民会議は、今回得られた情報をもとに日本の農薬取締法をはじめとする農薬規制に対する政策提言を行っていく予定である。

（報告：事務局 植田 武智）

院内集会「無人ヘリによる農薬空中散布を考える」の報告

11月20日、国民会議は、ネオニコネットとの共催で、院内集会「無人ヘリによる農薬空中散布を考える ネオニコチノイド農薬の危険性から生態系と子どもを守ろう！」を開催した。当日は、約30名が参加し、国會議員2名、議員秘書2名が出席した。

●橘高真佐美さん（国民会議）

無人ヘリによる農薬空中散布は、低空から高濃度で行われるにもかかわらず、法的な規制が全くない状態だ。農水省農蚕園芸局長は無人ヘリコプター利用技術指導指針という通知を出しているが、法的な拘束力はなく、無人ヘリのオペレータや防除の主体に自主的な取り組みを期待することしかできない。しかし、無人ヘリコプターにより散布された農薬が飛散し、近隣住民等への人体被害も発生している。各都道府県の対応のみならず、国の抜本的な規制が必要だ。

●水野玲子さん（国民会議）

1990年頃から、無人ヘリによる農薬空中散布にネオニコチノイド系農薬が使用されるようになり、2011年の散布面積97万haにも及ぶ。ネオニコチノイド系農薬は、無人ヘリでの散布の場合には、地上散布の100倍以上濃い濃度で散布されている。しかし、この農薬は、すでに蜂群崩壊症候群（C D C）の原因物質との科学的証拠が集まり、人体被害も報告されている。日本の規制は緩く、規制強化などの対策が必要だ。

●辻万千子さん（反農薬東京グループ）

無人ヘリは1980年から国の補助金で開発され、2008年までは無人ヘリの導入に国の補助金が出されてきた。そのため、無人ヘリによる病害虫防除は年々増加してきた。また、林野庁は、松枯れ対策にも農薬空中散布が効果的だと主張して、その効果について十分な検討も行わないままに補助金をつけて無人ヘリ散布を推進してきた。

しかし、反農薬東京グループの調査では無人ヘリに

よる事故が2007年から2010年までに97件も発生している。無人ヘリでの農薬空中散布による健康被害も懸念される。行政は、住宅地等から20m離して無人ヘリ散布を行うよう指導しているが、これでは不十分だ。反農薬東京グループは、農水・環境省通知「住宅地等における農薬使用について」に関し、住宅地周辺での無人ヘリの農薬散布・使用禁止、複数機の無人ヘリによる地域一斉散布への規制制定を求めているが、農水・環境省からは対策への前向きな回答は得られていない。

●村山隆さん（信州上田・里山保全ヤマンバの会）

長野県は、上田市で空散中止を実現させた健康被害者からの要望を受けて、平成21年に松くい虫防除のための農薬空中散布を再び議論するために「有人ヘリ松くい虫防除検討部会」を設置した。しかし、この部会は初めから空散ありきで、松でない紅葉樹木群を撮影した効果写真や、伐倒駆除の効果を隠した効果試験データを採用するなど、空中散布の効果を恣意的に操作しようとした。結局、空中散布見直し論に押され、平成23年11月の最終報告書は、空中散布をしないという選択肢もあることを認めた。その点では前進だが、実施するか否かの判断を市町村に委ねられたため、空中散布推進派と反対派との不幸な対立が発生した。

ヤマンバの会は20年前、里山の老松が枯れたため自治体に調査依頼したが、職員は「枯死原因がマツノザイセンチュウでないという結果が出ると補助金がもらえないので調査はしない」と回答した。空散は、松枯れの原因が松くい虫であるという診断がないままに実施されているので、“松くい虫”ではなく補助金漬けの“金くい虫”だ。昭和52年の「松くい虫防除特別措置法」制定時、空中散布の効果資料の捏造が発覚したのにもかかわらず、法律は無傷で今に継続している。空散の効果問題は、原点に立ち返って再考することが非常に重要だ。（報告：広報委員 栗谷しのぶ）

講演会「低線量放射線の健康影響」

元国会事故調査員、高木学校、医学博士 崎山比早子

国民会議は10月14日、連合会館にて、崎山比早子氏による「低線量放射線の健康影響」の講演会を開催した。講演内容から特に、健康影響にしばって以下に紹介する。

■放射線安全神話

17万人以上の住民が故郷を失い、日常を奪われ、何時終わるとも知れない苦しい避難生活を強いられている現実の中、大飯原発は再稼働されてしまった。国民の80%以上が脱原発を望んでいるのに、それを実現するのは大きな抵抗がある。それは政府や事業者がこれまでの目先の利益、便益を追求してきた体質を変えず、“いのち”を中心に据えた政策へ転換しようとしなからである。放射能がばらまかれてしまった今、行政は原発推進政策を変えないで、補償額をなるべく少なくするために、これまで以上に露骨な形で放射線安全神話を教え込もうとしている。国民が抱いている不安材料である低線量放射性線が本当に無害であるならば、事故が起きても、生物への影響をそれ程考慮しないで済み、大量に発生した使用済み核燃料の保管にもたいして神経を使わなくて良いことになってしまう。

一方、これまで当局は放射性物質の管理に神経をとがらせてきた。放射性物質は、さまざまな規定をクリアし、訓練を受けて初めて扱うことが出来、さらに管理区域でないと一切取り扱うことが出来ない。そのような規定から見ると、事故後の政府や一部放射線専門家の対応はこれまでの政策とは矛盾することになる。

福島県には、チェルノブイリでは立ち入り禁止となっている汚染濃度を超えている地域がある。その上、本来ならば管理区域とすべき地域が福島ばかりではなく、群馬、栃木、茨城、東京にも広がり、国土の1割にも及ぶ。日本では福島近辺以外は危険性が指摘されていないが、外国の専門家が注意をうながしている。チェルノブイリで健康調査や汚染調査をしている人や健康被害者の支援をしている団体が声を大にして危険を訴えてきたにもかかわらず、なかなか全体に浸透しない。いかに

学校教育、社会教育で行われてきている“放射線安全教育”の影響力が大きいかがわかる。このことは、あったことをないことにしたい政府当局、事業者や専門家が、水俣病、イタイイタイ病、化学物質過敏症などの患者に対して行ってきた行為と酷似している。これらの被害者はいまだに、企業は勿論のこと司法や行政からも不当な扱いを受け続けている。

放射線のリスクは線量が幾ら少なくても影響がある（安全量はない）、放射線のリスクは蓄積し被ばくした量に比例するという2点が重要である。そのために放射線作業従事者には継続的に被ばく量を記録することが義務づけられている。

■健康影響について

1. 外部被ばくと内部被ばくのちがいについて

外部被ばくは放射線源から離れたたり、遮蔽によって被ばくを避ける事が出来る。しかし、呼吸や飲料水、食品を通して体内に取りこまれた放射性物質は体内にとどまり、放射線を出し続ける。それが内部被ばくである。

元素によって代謝で排泄される速度は異なっており、半分になる期間を生物学的半減期という。放射性物質の物理的半減期と代謝速度とが相まって体内の半減期がきまる。体内に取り込まれた放射性物質は元素の性質によって蓄積しやすい部位がある。たとえば、セシウムはカリウムと似た性質のために筋肉をはじめほとんどの臓器に蓄積しやすく、ストロンチウムは骨に蓄積し、白血病や骨がんの原因となる。

放射性ヨウ素が甲状腺がんの原因になることはチェルノブイリ事故でよく知られている。ヨウ素は甲状腺ホルモンを合成するために必須な元素なので甲状腺は血中からこれを取り込むが、その場合放射性ヨウ素であるかそうでない安定ヨウ素であるかは区別できない。そのために放射性ヨウ素も取り込んでしまう。あらかじめ安定ヨウ素剤を飲んでおき、血中の安定ヨウ素の濃度を上げておくことにより、放射性ヨウ素が甲状腺

に取り込まれるのを防ぐことが出来る。

2. 放射線の標的はDNA

体の設計図であるDNAは二重らせん構造をとっており、細胞が分裂する前に必ず複製されて2倍になる。DNAを構成する分子の結合エネルギーは小さい。これに比較して放射線のエネルギーは桁違いに大きいいため、放射線を浴びるとDNAは容易に切断され、その損傷は複雑である。多くのDNA損傷は修復されるが、複雑損傷は修復するときに間違いを起こしやすい。その間違いが変異を起こし、変異は元に戻らないため細胞の中に蓄積する。これががんの原因になることがある。そのため放射線のリスクは蓄積すると考えられている。

3. 低線量被ばくの影響

事故後、文科省や放射線専門家から低線量放射線と病気との関連を示す明らかな証拠は無いということが執拗に繰り返されている。その根拠としているのが広島・長崎の原爆被爆者追跡調査である。

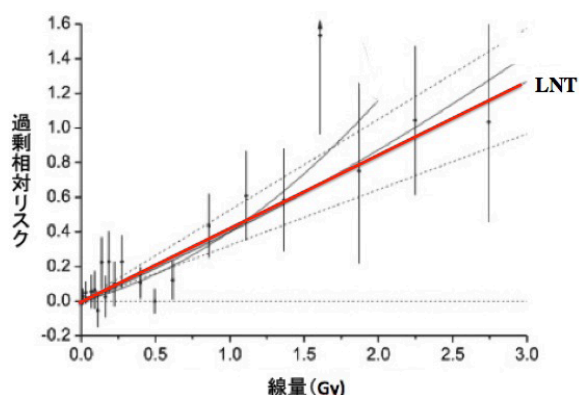
「原爆被爆者の生涯追跡調査」は、被爆者のがん及び非がんによる死亡を調査したもので、1950年から始まった。その結果が逐次報告されこれまでに13報発表されてきている。2012年に発表された第14報は2003年までのデータの集積である。追跡集団の大きさは約87,000人で平均被ばく線量200mSv、50%以上が50mSv以下である（図1）。図からわかるように100mSv以下の低線量においてもがん死亡率は上昇している。

広島・長崎の他にも100mSv以下で発がんのリスクが高まることを示す報告は数多くあり、これを無視することはできないはずだ。

3. チェルノブイリで起きていること

ベラルーシにおいて2004年までに調査された報告に

図1 被爆線量とがん死亡率の関係



過剰相対リスクは、対象群と比較して被爆群がどれだけ多くのがん死がでるかを表す。(グレイ＝シーベルトと考えて良い)。(Ozasa K. et al. Rad. Res.177, 2012より)

よると、甲状腺がんの発症は一般に信じられているように子どもに限ったことでは無い。図2で示されているように45歳以上の成人でも増加し続けている。彼等は事故当時27歳以上であったと思われるので、大人も放射性ヨウ素による甲状腺がんを発症するのは明らかである。

4. 国会事故調査委員会で明らかにしたこと

(1) 東電原子力部門にとってのリスクは原子炉の長期間停止と裁判に負けることだった。

(2) 電気事業連合会（電事連）が、ICRP委員を含む放射線専門家、原子力安全委員会、原子力安全・保安院に規制を緩めるように働きかけをし、成功している。日本のICRP委員の国際会議出席旅費は長年にわたり電事連が出している。

(3) 電事連は放射線研究の動向を監視しており、研究が都合の悪い方に向かわないように、また厳しい放射線防護要求とならぬよう働きかけをしている。放射線影響が蓄積しないことが判明すれば、大幅な規制緩和が期待できるとしている。

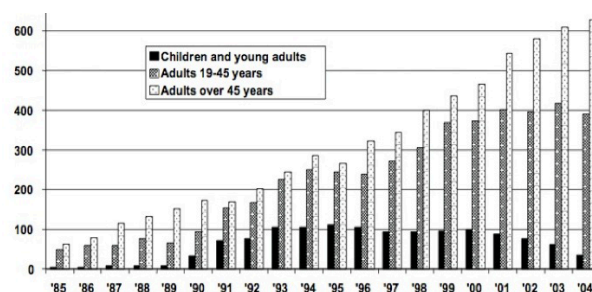
(4) 低線量放射線リスク評価に関する結論

放射線の健康リスクは発ガンだけにとどまらない。また、100mSv以下の線量でも発ガンリスクがあるという信頼に足る疫学的証拠は十分に存在する。わからないことにされている要因の一つは原発を維持、推進する力が働いているからである。

■崎山先生の講演を聞いて

崎山先生は、国会事故調査委員会の一員として報告書作成に関与された。事故原因はいまだ不明の部分が多いため国会内で調査が継続されることを期待する。海洋汚染の実態はいまだ不明だが、おそらく海への放射性物質の大量放出は日本のみならず全世界に多大な影響を与えるだろう。(報告：小椋 和子)

図2 ベラルーシにおける年齢別甲状腺がん発症の年次変化



(『チェルノブイリの健康影響大惨事から25年』2011年 核戦争防止国際医師会議より)

アウトドア派、ネオニコ問題に一票



ネオニコネット事務局 高安さやか

目白ショップでのV Y C展示

2012年秋、国民会議も参画するネオニコネットはアウトドア衣料品ブランドの『パタゴニア』で展開している「Voice Your Choice（ボイス・ユア・チョイス）Fall2012」（以下「V Y C」と称します）という環境助成プログラムに参加し、パタゴニアのお客様による投票結果に基づき、20万円の助成が決定しました。

パタゴニアはアメリカのアウトドア、衣料品販売を行うブランドです。環境に配慮した商品を作り、環境問題に取り組むグループの助成を行っています。

V Y Cは、パタゴニア全国18店舗の直営店あたり2つの団体（合計36団体）を選定し、店頭およびウェブサイトの投票により寄付金額が決定されるプログラムです。V Y Cは、環境助成金決定に顧客の声を反映すると同時に、投票期間を通じて店頭やウェブサイトで露出することで参加団体の活動への認知を高めることを目的としているそうです。今回パタゴニア目白ストアでは「ネオニコネット」と「ハツ場あしたの会ユースプロジェクト」が選ばれました。パタゴニアの客層はアウトドアに関心の高いファミリー層が多いそうで、ネオニコネットでは、一般の方々に興味を持ってもらえるようA4三つ折りのリーフレットと生きものの写真を用意しました。

また、ストアスタッフ向け団体説明会の際にはネオニコネットの藤原誠太氏と高安和夫氏が伺い、ネオニコチノイド系農薬について説明しました。パタゴニアのショップスタッフさん達はアウトドアイン

ストラクター揃いで自然に関心が高いそうです。説明の後、スタッフの方から「山を登ると風通しが良いところには虫が沢山いるのに、谷に生きものが全くいないのは空気が動かないので散布された農薬が谷に残るのかもしれない」という話をされたそうです。スタッフの方は、実際に五感で自然を体感しているので、他人事ではなく緊急に解決すべき課題として団体の活動を理解してもらうことができたのではないかと高安氏は話しています。

8月28日から10月3日までの投票期間に、各店舗とウェブサイトで6234名のお客様に投票いただき、ネオニコネットは目白ストア総投票数245票のうち154票を獲得し、20万円の助成が決定しました。

また、V Y Cの他に12月2日、目白ストアにてガレージセールが行われました。ネオニコネットから御園孝氏と水野玲子氏が参加し、ショップに訪れた家族連れを中心にしたお客様にネオニコネットの活動の紹介を行いました。

パタゴニアのウェブサイトによると、パタゴニアでは複数の環境プログラムを行っており、他の企業の助成金リストから漏れたり拒否された革新的な草の根運動グループを選定し、助成しているそうです。「生物の生息地、自然環境の保護のために、戦略的に果敢に戦う活動家たちを支援している」とのことです。今後こうした助成プログラムが各地域で活動する方々に広く周知され、さらによりよい活動のためにプログラムが活用されることを願っています。

残されたダイオキシン問題

ー沖縄のエージェント・オレンジ疑惑の早急な真相解明をー

愛媛大学農学部環境先端技術センター研究員 渡邊 功

エージェント・オレンジ（オレンジ剤）は、1960年代のベトナム戦争当時、アメリカ軍がジャングルを枯らし敵の輸送路や食糧源を絶つために戦略上用いた枯葉剤の一つで、化学兵器として使用された（これらの枯葉剤は、成分や混合比の違いによって分類され、オレンジ、ホワイト、ブルー、ピンクなど色彩の名前が付けられていた）。オレンジ剤は、トリクロロフェノキシ酢酸（2,4,5-T）とジクロロフェノキシ酢酸（2,4-D）の混合物で、使用された枯葉剤の6割以上を占め、高毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ・パラ・ジオキシン（2,3,7,8-TCDD、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い物質）を副産物として大量に含んでいた。オレンジ剤の健康影響は軟部組織肉腫、非ホジキンリンパ腫、ホジキン病、塩素痤瘡、皮膚ポルフィリン症、2型糖尿病、呼吸器がん、前立腺がん、多発性骨髄腫などを誘発し、また、流産、死産、先天障害などの出産異常を引き起こすといわれている。

今、この枯葉剤が沖縄での輸送・貯蔵・使用・基地内埋却などの疑惑を生じている。沖縄はベトナム戦争当時、米国の統治下にあり、米軍の補給・前線中継基地であった。英国人のフリー・ジャーナリストのジョン・ミッチェル氏が、沖縄に駐留していた元米兵の証言を得て、平成23年4月12日、ジャパントイムズに載せた記事が、枯葉剤疑惑の発端だった（注）。記事の中で複数の元米兵は、沖縄米軍基地で、オレンジ剤の基地境界フェンス周辺の雑草への使用、オレンジ剤の貯蔵、運搬および作業中の事故によるオレンジ剤の被ばくなどを証言している。その後、さらに多くの元米兵が証言し、破損したオレンジ剤の入ったドラム缶の基地敷地内での埋却目撃などの証言も行っている。彼らの多くはダイオキシンによると思われる糖尿病やがんなどの後遺症を患っ

ており、彼らの子供たちもまた先天障害疾患に苦しめられていると証言している。ジョン・ミッチェル氏の記事の後、国内で沖縄の枯葉剤疑惑についての衝撃的報道や記事がいくつか報告されている。例えば、平成24年5月20日、朝日放送「ザ・スクープスペシャルー沖縄返還40周年特別企画 米軍は沖縄で枯葉剤を使用した!？」、平成24年10月7日、琉球朝日放送「テレメンタリー2012ー枯葉剤を浴びた島ー“悪魔の島”と呼ばれた沖縄ー」、平成24年8月、月刊誌「世界」（岩波書店）の8月号片山正彦氏の記事「沖縄に残る枯葉剤の傷痕」などである。

元米兵の証言など一連の報道を受けて日本政府は、あらためて米側に事実関係の確認を行ったが、平成23年8月19日付で、「返還前の沖縄における米軍による枯葉剤の保管、使用などに係る今回の報道に関し、再度米側に対し事実確認を求めているところ、今般、米国国防総省から、今回改めて過去の記録の確認作業を行った結果として、米軍が返還前の沖縄で枯葉剤を保管し若しくは使用した、又は沖縄へ持ち込んだことを示す資料は何ら確認できなかった旨の回答があった。また、外務省としては、事実関係を更に詳しく承知するため、米側に更なる確認を行っているところである」とプレスリリースするに止まっている。

我が国ではダイオキシン類問題に関し、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）を制定し、平成12年9月、「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を策定し、総排出量を平成9年比で概ね9割削減することを目指し、平成14年度末のダイオキシン類の削減目標量（843～891g-TEQ/年）及びその事業分野別の削減目標量を設定し、これを達成した。さらに政府は、平成17年6月に国の

計画の変更を行い、新たな削減目標量として、平成22年のダイオキシン類の排出総量として、315～343g-TEQ/年を設定し、これも達成している。加えて、環境（大気、水質、底質、土壌）の汚染状況についてもそれぞれの環境基準をほとんど達成するようになってきている。また人体汚染については、昭和48年から平成16年までの大阪府内の母乳脂肪中ダイオキシン類濃度の経年変化が調査されており、昭和49年を最高に年々減少し、平成16年は約6分の1に減少していたことが小西良昌氏により報告されている（環境化学、16巻4号、平成18年12月）。この中で、平成11年に設置されたダイオキシン類対策特別措置法による効果が認められ、母乳脂肪中のダイオキシン類の減少はさらに着実になっているとも記述されている。したがって、日本国内ではダイオキシン類問題は、平成9年当時と比べ、大幅に改善されている。もちろん、ダイオキシン類は環境中で分解しにくく、一度排出されたダイオキシン類は環境や生体中に蓄積されていくことなどから、長期的にそのリスク管理を行う必要性があり、継続的監視および削減計画は引き続き必要である。

我が国のこうした先鋭的なダイオキシン類対策の

下で、沖縄での枯葉剤問題が取り残されたままになっているように感じる。平成23年5月に、隣国の韓国においても枯葉剤の米軍基地内への埋却疑惑が発生した。前出の片山氏の記事によれば、埋却疑惑報道から1週間後には米韓の合同調査チームが基地周辺の地下水など調査を実施し、同年9月初旬には微量の枯葉剤を検出したとの中間報告を出している。その後、韓国の環境省は、近辺の住民の健康調査に着手していると記述している。一方、我が国においては、枯葉剤疑惑に対する調査は未だ実施されていない。もし、沖縄の米軍基地内で枯葉剤が埋却されたのが事実なら、ホットスポットの高濃度汚染が予測され、深刻な生態や人体への影響が懸念される。日本政府は、沖縄県や関係市町村自治体と連携し十分な調査体制を構築し、早急にオレンジ剤にかかわる環境や生態への影響および住民の健康調査を実施し、真相解明に努め、必要であれば万全の対策を講じ、残されたダイオキシン問題解決に努めるべきであろう。

（注）ジャパントイムズの英文記事は以下のURLで見られる。

<http://www.japantimes.co.jp/text/fl20110412zg.html>

2013年1月20日（日） 西尾正道氏・荒木田岳氏 講演会のお知らせ

「放射線の人体への影響～甲状腺異常など内部被曝を中心に～」

福島原発事故から1年半が過ぎました。汚染地域での除染作業には様々な問題が生じており、そこでの生活には健康リスクを伴います。事故直後の被ばくによる、または汚染地域に住んでいるために起こる、子どもたちへの健康影響は次第に顕在化してくると思えます。子どもの甲状腺をはじめとする放射線による影響、ことに内部被ばくによる健康被害をどう検査し、どう防ぐのか、放射線医学／がん治療の権威である西尾正道先生に、臨床医の立場から詳しく解説していただきます。

また、福島では安全キャンペーン、風評被害キャンペーンが県ぐるみで行われており、肝心の「子どもの健康第一」の原則が無視されています。その実態を福島大学の荒木田岳先生に報告して頂きます。

○日時：2013年1月20日（日） 午後1時30分～5時

○場所：中央大学駿河台記念館610号室（東京都千代田区神田駿河台 3-11-5）

○資料代：1000円

○参加申し込み：参加人数把握のため、ご参加希望の方は、

ファクス（03-5368-2736）かメール（kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp）でご連絡下さい。

○主催：NPO法人 ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

日本の専門家は何をしている？

——米國小児科学会は、子どもの農薬曝露を減らすよう勧告

理事 水野 玲子

●米国の専門家は

米國小児科学会は2012年、農薬ばく露が子どもの健康にもたらす影響を重く見て、子どもへの農薬ばく露低減を求める政策声明を発表した（American Academy of Pediatrics (AAP) Technical Report 2012/11/26 “Pediatrics : Pesticides exposure in children”）。子どもたちは日常的に農薬にさらされており、それらの潜在的な毒性に対してきわめて脆弱である。急性リスクは明白だが、少量でも慢性ばく露の健康への影響が分かり始めてきたので、小児科学会として何らかの行動を起こす必要に迫られたのである。米国の専門家たちも、さすがに昨今の自閉症やADHDなど発達障害の増加の現実を無視できなくなったようである。

●米國小児科学会の声明要旨

以下は米國小児科学会の声明の要旨である。

「農薬は害虫を殺し、雑草、カビなどをなくすために使用される化学物質の総称だが、家庭の庭や家の中、学校、そして食物や水なども、子どもにとっては農薬を浴びるばく露源といえる。その影響は急性のものがあるが、しばらくして現れる慢性毒性もある。

2008年に米国の疾病管理局（CDC）に報告された中毒事例のなかで、農薬に関するものは第9番目に多く、その45%が子どもの中毒であった。有機リン系農薬やカーバメート系農薬による事例は、おそらく急性中毒であろうが、それらは赤血球中のコリンエステラーゼのレベル低下によって診断することができ、その解毒の方法もある。

しかし、ピレスロイド系およびネオニコチノイド系の殺虫剤や除草剤、殺菌剤や殺鼠剤などもそれぞれ固有の毒性があり、それらを理解することが、それによって引き起こされる影響を理解するために役立つだろう。

ばく露が急性であれ慢性であれ、それらのもたらす慢性影響についての証拠が蓄積されつつある。親の農薬使用と子どもの急性リンパ性白血病や脳腫瘍との関連を示す疫学的証拠が増大している。また、両親が職場などで有機リン系や有機塩素系農薬にばく露することが、発達途上の胎児の脳、神経などに及ぼす悪影響についても証拠がでていいる。最近増えている発達障害や注意欠陥多動性障害などと農薬との関連についても同様である。したがって、子どもへの、そして親となる人達への農薬ばく露は可能な限り制限されるべきである。

さらに、農薬のばく露の問題について理解を深め、それを低減するためには、現在の医学教育での農薬についての知識普及と訓練の向上、公衆衛生上における不適切な措置について多くの人が目を向けること、また、子どもの健康を配慮した総合的病害虫管理（Integrated Pest Management）や農薬の販売についても安全性を強化することが必要だ。

●日本の専門家は……

一方、日本では、ほとんどの医者や医学の専門家は農薬問題に無関心である。日々の臨床現場での子どもの病気への対応に追われ、どうしてそれらの病気が引き起こされるのか、原因について疑問をいだいている暇はないようだ。直接的ではなく、間接的にでも子どもの病気に影響を及ぼす可能性がある化学物質が存在すること、とくに農薬の影響については全く意識していない。

すでに動物実験の結果は、脳や神経発達などへの様々な農薬の影響を示しており、人間にも同じようなことが起こると推定されている。しかし、いざ人の子どもの問題になると、“やはり実験動物と人間は違う”と動物実験の結果が軽視される傾向は、現在も変わっていない。

◎ニュースレターPDF版の御案内

ニュースレターには紙版と別にPDF版があるのを御存知でしょうか？

紙版のニュースレターとPDFファイルのニュースレターの主な違いは、

- ①写真・画像などがカラー
- ②紙ニュースより早く届く
- ③電子ファイルなので保存が楽、などのメリットがあります。

それだけではなく、現在の年会費 2000 円は、その大部分がニュースレターの印刷・発送経費になっていて、PDFファイルをご利用される方が増えることで経費が軽減でき、他の調査や提言活動に回すことが可能になります。

会員の皆様へは再度ご検討いただけますよう、よろしくお願いいたします。

お申し込み方法は、

件名に「ニュースPDF申し込み」、

本文に、①お名前、②メールアドレス、③電話番号をご記入の上、国民会議のメールアドレス (kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp) にお送りください。

◎活動報告(12/11～12/12)

- 11月08日 運営委員会
- 11月14日 ネオニコネット運営委員会
- 11月20日 無人ヘリ問題院内集会
- 12月05日 広報委員会
- 12月09日 EUの農業規制から学ぶ国際市民セミナー

編集後記 広報委員長 佐和洋亮

選挙

今年は、「震災の年」の翌年、「震災後の1年」でした。三陸海岸の状況を見聞したり、福島原発の地域の人々の生活の様子をテレビで見ると、おおよそ復興とは程遠い状況であるにも関わらず、選挙の公約で震災復興が掲げられているのには、余計に腹立たしさを覚えます。

その選挙は自民党の大勝に終わりました。ぜひ震災復興に力を入れてもらうと同時に、原発についても再稼働に向かってスタートを切らないで欲しいものです。

ところで、私はかねてより選挙制度について二つの反対意見を持っています。

その一つは、勿論、小選挙区制度です。今回も自民党は43%の得票で選挙区定員300人のうち79%の議席を得ました。比例区で補填されているとはいえ、たくさんの死票が出ました。正しく民意を反映しているとはいえません。

いま一つは「一票の格差」の問題です。人口に比例した議員定数になっていないということで「違憲状態」だとされ、格差は

正を主張する弁護士の運動もあります。しかし私はこの考え方にはにはわかには賛同出来ません。

東京は選挙区が25あるのに対して私のふる里島根県は二つであり、小選挙区では2名の国会議員しか選出されません。人口は東京都1300万人、島根県71万人。小選挙区の議員数25対2では、36対2の人口比に比例しないから、格差があるとされています。しかし、面積は島根県の方が東京都に比べて3倍以上。山間部や海岸線ではまばらに人々が生活していますが、周辺の山里や海には豊かな自然があります。また高度成長や東京一極集中などの施策により、地方は疲弊し、今や強力な行政を待っています。

これが人口比だけで一票の重さを考えるのに反対する理由です。例えば、各都道府県は同数の議員定数というのはどうでしょうか。

一年間、どうもありがとうございました。どうぞ皆さまも良いお年をお迎えください。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第78号
2012年12月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局
〒160-0004
東京都新宿区四谷1-21
戸田ビル 4階

TEL 03-5368-2735

FAX 03-5368-2736

郵便振替 00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議

編集協力・レイアウト
(有) 総合工房CAP

* 国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jpです。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>